

秘密保持契約書

米沢市立病院（以下、甲という）と_____（以下、乙という）とは、第1条に定める目的のために甲乙間で相互に開示する秘密情報の取扱いに関し、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（使用制限）

1. 本契約において「秘密情報」とは、乙から甲への診療材料等の一括購入業務及び物品管理業務（院外型 SPD）検討（以下「本目的」という）のために、甲または乙が相手方から開示を受ける相手方の事業戦略・技術等にかかわる一切の情報であって、以下の各号のいずれかに該当するものをいう。乙は、口頭もしくは書面・データ等により甲から提供・開示された情報及び資料並びに本件から得られたその他の成果物（以下、機密情報という）を、甲の許可なしでの使用を一切行わない。
2. 前条の規定にかかわらず、甲が開示した機密情報が以下のいずれかに該当する場合は機密情報から除外される。
 - ① 開示の時点で公知である情報。
 - ② 開示の時点より後に、受領当事者の責に帰すべき事由なく公知となった情報。
 - ③ 開示の時点で受領当事者が保有していたことを証明できる情報。
 - ④ 受領当事者が第三者から適法に入手した情報。
 - ⑤ 受領当事者が、開示当事者から開示された情報を利用せず独自に開発または創作した情報。

第2条（秘密保持）

1. 受領当事者は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を本目的のために知る必要のある自己の役員、従業員以外の第三者に開示しないものとする。
2. 受領当事者は、秘密情報を本目的のためにのみ使用するものとし、他のいかなる目的にも使用しないものとする。
3. 受領当事者は、善良な管理者の注意をもって、秘密情報を取扱うものとする。
4. 受領当事者は、秘密情報を複写または複製しないものとする。ただし、本目的のために必要最小限度の複写及び複製についてはこの限りでない。
5. 受領当事者は、秘密情報を開示する自己の役員及び従業員に、本契約上の自己の義務と同等の義務を課すものとし、退職後も当該義務を存続させるものとする。
6. 第1項の規定にかかわらず、受領当事者は、本目的を遂行するために必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士または適切な秘密保持義務を課した分析業務の委託先に対し、秘密情報を開示することができるものとする。

第3条（法令に基づく開示）

前条の規定にかかわらず、受領当事者は、法令に基づき開示を義務付けられる場合（行政機関からの命令または裁判所の裁判による場合を含む）には、当該法令の定める限度において当該秘密情報を開示することができるものとする。ただし、秘密情報を開示しようとする受領当事者は開示当事者に対し、事前に、開示しようとする秘密情報の内容及び開示の根拠となる法令を通知するものとする。

第4条（返還・消去）

受領当事者は、本契約の有効期間が終了したときまたは開示当事者の要求があるときは、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返還し、または削除もしくは破棄するものとする。

第5条（損害賠償）

受領当事者は、本契約に違反して開示当事者に損害を生じさせたときは、開示当事者に現実に生じた通常生ずべき損害に限り賠償するものとする。

第6条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日より1年間とする。ただし、第2条（秘密保持）・第8条（協議・合意管轄）の規定は、本契約の有効期間終了後といえども引き続きその効力を有するものとする。なお、経営慶全支援業務委託に係る契約が甲乙間で締結された場合には、本契約の秘密情報は当該契約における秘密情報とみなし、当該契約の定めに従って保護されるものとする。

第7条（確認事項）

1. 受領当事者は、開示当事者から受領当事者に対する秘密情報の開示が、書面による別段の合意がある場合を除き、知的財産権の実施の許諾または譲渡等を意味するものではないことを確認する。
2. 本契約に基づく秘密情報の開示及び受領は、甲乙のいずれに対しても、いかなる取引を行う義務をも課すものではない。

第8条（協議・合意管轄）

本契約に規定がない事項または本契約に関する疑義が生じた場合は、甲及び乙は、信義誠実の原則に基づく協議により、これを解決するものとする。万一、協議により解決できない場合には、甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争を、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、甲乙は、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲：山形県米沢市相生町6番36号
米沢市立病院
米沢市病院事業管理者 渡邊 孝 男

乙：